壇論

持分会社をめぐる考察

奥田よし子
【杉並】

1．はじめに

コロナの状況も大分落ち着き、2022年6月1日からは水際対策が大幅に緩和されて、1日の入国者数の上限が2万人に引上げられた。観光地では以前のような外国人観光客の来訪を期待しており、地元経済の活性化が望まれている。日本経済も再生へ向けて様々な対策を行っているが、経済の活性化には「新たな力」が必要であり、経済の新陳代謝が不可欠となる。

（株）東京商工リサーチの2021年5月12日公開の資料によると、2020年に新たに設立された法人は13万1238社であり、その内株式会社が8万6620社（全体の66・0％）で、続く合同会社が3万3287社と初めて3万3000社を超え、新設法人の4社に1社が合同会社となっている。合同会社設立のニーズは多く、年々増加をしている。

そこで本稿では、〝古くて新しい〟会社形態である持分会社にスポットをあて、考察してみることにする。

2．持分会社の種類及び特徴等

(1)持分会社の種類

2006年5月1日に会社法が施行されるまで、会社の形態は、商法に定める株式会社、合名会社、合資会社及び有限会社法に定める有限会社の4つに分かれていた。会社法の施行により、有限会社法は2006年5月1日をもって廃止され、有限会社は株式会社に統合されて、新たに設立することはできなくなった。

また、会社法の施行により新たな会社形態である合同会社が誕生し、現在は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社の4種類の会社形態が存在しており、これらのうち合名会社、合資会社、合同会社は、総称して「持分会社」と呼ばれている（会法575①）。

2019年度分「会社標本調査」（2021年6月国税庁より公表）によると形態別法人数は、株式会社254万5100社、合名会社3342社、合資会社1万3537社、合同会社11万2976社、その他（一般財団、一般社団、NPO法人等）6万8761法人となっている。

(2)持分会社の特徴

①所有と経営の一致

持分会社と株式会社の最も大きな違いは、所有と経営が分離しているか否かにある。持分会社では、出資者たる社員が会社の業務執行を担うことが前提であり、定款に別段の定めがない限り、原則として社員は業務執行者となり、出資者自らが会社の経営に携わることになる（会法590①）。

株式会社では「所有と経営の分離」が当然であるのに対し、持分会社では「所有と経営が一致」しており、原則として出資者＝業務執行者となる。

②出資者としての地位

持分会社の出資者は、その地位がそれぞれについて1個の持分で表わされており、一人の出資者の持分は1つである。そのため業務執行については、持分ごとに1票の議決権により、出資者の過半数で決められるのが原則となっている（会法590②）。

③定款自治

持分会社は、少数かつ特定の者が出資し、出資者の入れ替わりがほとんど無いことを前提にした制度設計となっている。そのため定款の規定を優先した定款自治による柔軟な経営を行うことができる。

(3)持分会社間の相違

①合名会社

合名会社は、無限責任社員だけからなる会社であり、各社員は会社債権者に対して、直接、連帯、無限の責任を負う（会法576②、580①）。各社員が無限責任を負うため、債権者保護を株式会社ほど考えなくてもよく、また、各社員の出資は、金銭その他の財産以外に労務や信用によることも可能である。

社員各自は原則として業務執行権と代表権を有しており、社員の地位の譲渡をするには、社員全員の承諾が必要となる。また、会社法の範囲で定款自治による柔軟な経営を行うことが可能である。

②合資会社

合資会社は、無限責任社員と有限責任社員からなる会社である（会法576③）。そのため社員はそれぞれ一人以上、計二人以上が必要であり、設立後社員が一人となる場合には、誰かを補充して無限責任社員と有限責任社員を揃えるか、持分会社の種類の変更をする必要が出てくる。

また、株式会社の株主が間接有限責任であるのに対し、合資会社の有限責任社員は、出資の範囲ではあるが債権者に直接の責任を負う直接有限責任となっている。

合資会社の無限責任社員も金銭以外の現物や信用、労務による出資も可能であるが、有限責任社員については金銭その他の財産の出資に限られている（会法576①六）。

③合同会社

合同会社は、2006年5月1日施行の会社法により設けられた新しい会社形態であり、アメリカのLLC（Limited Liability Company）をモデルとして導入されている。

社員全員が間接有限責任を負う有限責任社員であり（会法576④）、株式会社同様1円からでも会社の設立ができる。ただし、合名会社や合資会社の無限責任社員と異なり、労務や信用による出資はできない。

合同会社は株式会社のように上場することができないため大きな資金調達はできないが、設立時の初期費用が安く、会社の機関設計や社員の権利義務は定款で自由に定めることが認められているため、定款自治の範囲が広く、柔軟な会社経営ができるというメリットがある。また、設立手続きも簡単であるため、設立は年々増加しており、現在、グーグル合同会社、Apple Japan合同会社、アマゾンジャパン合同会社など大手外資系企業が、合同会社の会社形態を採用している。

3．持分会社の出資の評価

持分会社の社員は、会社法第607条1項において、定款で定めた事由の発生、総社員の同意、死亡等により退社することとされている。

持分会社は前記2で記載したような特徴を有しているため、定款に別段の定めがあるかないかにより、出資者が退社する場合の出資の取扱いも異なってくる。

以下、死亡による退社を前提に記載してみることにする。

(1)持分の払戻を受ける場合

持分会社の社員は、死亡により退社することとされており（会法607①三）、原則として出資持分は相続人等には引継がれない。持分会社の社員が退社する場合には、出資に対する払戻請求権が認められており（会法611①）、その計算方法については、「退社した社員と持分会社との間の計算は、退社の時における持分会社の財産の状況に従ってしなければならない」（会法611②）とされている。

実際には会社の純資産価額から持分の払戻しが行われることになるが、持分の払戻請求権は有価証券ではなく、債権としての評価となる。

この場合の純資産価額の計算は、一口当たりの課税時期における各資産の相続税評価額の合計額から各負債の相続税評価額の合計額を控除した金額により評価され、評価額と簿価との差額に係る法人税額等相当額の控除は行わない。これは退社に伴う持分の払戻しは、会社法第611条2項の規定に基づくものであり、財産評価上の規定とは関係ないためである。

また、退社により出資持分の払戻しとして交付される金銭その他の資産の価額の合計額が、その法人の出資金額等のうちその交付の起因となった出資に係る部分の金額を超える場合には、その超える部分の金額についてみなし配当課税（所法25①六）が生じる。源泉所得税がある時には、その金額を控除した金額により評価を行う。

なお、合同会社は他の持分会社と異なり社員全員が有限責任社員であるため、持分の払戻額が持分の払戻しをする日における剰余金額を超える場合には、債権者は会社に対し、持分払戻しについて異議を述べることができる等の債権者保護規定が置かれている（会法635）。

(2)持分を承継する場合

定款に出資持分の引継条項等の別段の定めがある場合において、社員が死亡した時には、被相続人の持分は相続人等が引継ぐことになる。その引継ぐ際の持分の評価は、非上場株式と同様に取引相場のない株式の評価に準じて計算を行う（財評通194）。

具体的には、被相続人の課税時期における類似業種比準価額、純資産価額、もしくは前記2つの併用により計算した価額、または配当還元価額で計算し、評価を行う。

なお、持分会社の持分を承継した者は、一定の手続きを経て持分会社の出資者となり、原則として持分会社の経営に携わることになる。

4．持分会社が債務超過である場合

持分会社の無限責任社員に相続が発生した際、評価会社が債務超過であり、会社財産をもって会社の債務を完済することができない状態にある時は、税務上も会社法第580条及び第612条1項を根拠に、死亡した無限責任社員が負担すべき持分割合に応じた債務超過額を、相続税の課税価格の計算上、債務控除することができるものとされている。

5．おわりに

ICT化の進展や働き方の多様化等に伴い、会社経営に対する考えも変化している。持分会社でも老舗や魅力的な会社が結構多く、柔軟な経営に取組んでいる。合同会社は今後も増加が予想されるが、新たな力として日本経済活性化への貢献を期待するものである。

〈参考資料〉
・「会社法」（第3版）高橋美加・笠原武朗・久保大作・久保田安彦　著　（株）弘文堂　2022・2・15
・国税庁ホームページ